

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿 岸 荷 役 料 金)

(総トン数 500 ト未満の小型船荷役料金を除く)

(平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金	額
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6
		空		5 6 9	4 5 5
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1, 0 1 4	8 1 1	
	ノックダウン自動車		7 8 8	6 3 0	
	完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4	
包 装 品	袋 物		1, 4 3 7	1, 1 5 0	
	ベ ー ル 物		1, 4 2 0	1, 1 3 6	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 4 5 7	1, 1 6 6
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4
		青 果 類		1, 2 6 2	1, 0 1 0
		冷凍品・冷蔵品		—	1, 5 5 6
有 資 貨 物	タ イ ヤ		9 4 2	7 5 4	
	巻 取 紙(内地産)		1, 0 5 9	8 4 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木 米 国 材	9 2 9	7 4 3
			南 洋 材		
			北 洋 材	9 1 1	7 2 9
			製 材	9 4 9	7 5 9
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1, 4 8 4	1, 1 8 7		
鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 2 2 3	9 7 8	
	鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1, 0 4 0	8 3 2	
	コ イ ル				
	石 材		1, 0 2 8	8 2 2	
撒 貨 物	小 麦				
	肥 料 原 料		1, 0 2 1	8 1 7	
	鉍 礫 石 (粉)				
	鉍 礫 石 (塊)		1, 2 1 8	9 7 4	
特殊鉍礫石					
砂 糖		9 5 0	7 6 0		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類	区分	私 設 上 屋 の 場 合	公 共 上 屋 の 場 合
コンテナ（野積場）		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

- （注）1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（総トン数 500 トン未満の小型船荷役料金）

（平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数500トン未満の小型船荷役料金）は、本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本 船 内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		7 8 1	6 2 5	
		空		6 6 3	5 3 0	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1, 1 8 2	9 4 5	
	ノックダウン自動車			9 1 8	7 3 5	
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）					
完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1, 3 8 8	1, 1 1 0		
包 装 品	袋 物			1, 6 7 4	1, 3 3 9	
	ベ ー ル 物			1, 6 5 5	1, 3 2 3	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1, 6 9 8	1, 3 5 9	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1, 3 8 8	1, 1 1 0	
		青 果 類		1, 4 7 0	1, 1 7 7	
冷凍品・冷蔵品			1, 8 1 2			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 0 9 7	8 7 8	
	巻 取 紙（内地産）			1, 2 3 4	9 8 7	
	木 材	岸壁場のもの	原 米	米 国 材	1, 0 8 2	8 6 6
				南 洋 材		
				北 洋 材	1, 0 6 1	8 4 9
製 材			1, 1 0 5	8 8 4		
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 7 2 9	1, 3 8 3		
物	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 4 2 5	1, 1 4 0	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1, 2 1 2	9 7 0	
		コ イ ル				
	石 材			1, 1 9 7	9 5 8	
	小 麦					
撒 肥 料 原 料 貨 物	肥料原料			1, 1 9 0	9 5 2	
	鉍 礬 石（粉）					
	鉍 礬 石（塊）			1, 4 2 0	1, 1 3 6	
	特殊鉍礬石					
	砂 糖			1, 1 0 6	8 8 5	

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・併付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1 円 5 0 銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

(平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適 用 範 囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの
港湾運送を一貫して行う場合に適用します。
なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額
			上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合
ユニ タ貨 イズ物	パ レ タ イ ズ 貨 物		4, 7 0 1
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		4, 3 0 6
包 装 品	カートン	雑 貨 類	6, 0 6 0
	ケ ー ス	機械類(1個当り5トン未満のもの)	
	クレート	機械類(1個当り5トン以上のもの)	5, 5 9 6

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本
料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ
内荷捌料金を申し受けます。

(2) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 5 2 0
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及び これらに類似した作業能率のもの	5, 4 8 0
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、 機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに 類似した作業能率のもの	4, 6 3 2

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額	
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9円 20銭	4円 80銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1円 50銭	1円 50銭
(3) 労働安定基金	8円 05銭	4円 20銭

4. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

荷直・荷造料金表

(平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

① 荷直料金

(1 トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	217
沿岸荷直料金	651

② 沿岸荷造料金

(1 トンにつき 単位円)

区 分		金 額	
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		小 麦、米	901
コンテナ詰の 撒貨物料金			バン卸し袋詰 バンよりベルト揚袋詰
	麻 袋	メイズ・大豆・雑豆	1,420 2,496
		ヘイキューブ	2,416 —
	フ レ コ ン	メイズ・大豆・雑豆	3,120 4,449
		ヘイキューブ	4,262 —

(注) (1) 39 kg未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

② 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

③ 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撤貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船 内 荷 直 (102人)	沿 岸 荷 直 ・ 荷 造 (104人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	7,831	15,662
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	12,183	24,366

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては8時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

	船内荷直 (102人)	沿岸荷直・荷造(104人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	62,126	124,252
半夜 (16時30分から21時30分まで)	62,126	124,252

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75銭	41銭	66銭
沿岸荷直料金	2円24銭	1円24銭	1円96銭
沿岸荷造料金	4円	1円50銭	3円50銭

6. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積貨物警備料金表

(平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項 目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金	17,519	35,011
本船船艙警備料金		
舁運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

(注) ① 昼間料金は、8 時より 17 時の間に行った作業に対して適用します。

② 夜間料金は、17 時より翌朝 8 時の間に行った作業に対して適用します。

③ 前半夜（17 時より 21 時の間）のみ作業を行った場合は、夜間料金の 5 割を基本料金とします。

④ 一昼夜（8 時より翌朝 8 時）の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から 10 % に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

(ロ) 「舁運送警備」は舁積貨物（場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等）の警備を行う作業とします。

(ハ) 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋（C F S を含む）及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の 3 割増とします。

3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

備考 (イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

4. 分 担 金 等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	6 0 円	5 2 円
半 夜	6 0 円	5 2 円
全 夜	1 2 0 円	1 0 4 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. そ の 他

(1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

船積貨物固定区画料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 3 月 19 日届出、平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は、船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

品 目	セキュアリング	作 業 標 準
コンテナ	1 個につき 3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1 台につき 251 円	ラッシング及びショアリング
雑 貨 類		
機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)	〃 426 円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	〃 333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)	〃 214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径 12 インチ以上のもの)	〃 269 円	ラッシング及びショアリング
小 型 車 輛	1 台につき 1,196 円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4 点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	23,483 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	36,530 円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口につき（6人）	186,298 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口につき（6人）	186,298 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

(1個につき 単位円)

区 分	1口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	2人	7,600	11,400
フラットコンテナ	2人	12,200	18,300

(注) 当該作業において、前項に掲げる2.の割増料金、3.の待機料金及び4.の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

品 目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ（1個につき）	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類（1個につき）	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車輛（1台につき）	4円48銭	2円47銭	3円92銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

(1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、降雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

- (3) 高価品の明示のある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。